

平成23年6月27日

会 員 各 位

弁理士同友会  
幹事長 飯田 昭夫  
担当副幹事長 太田雅苗子  
研修委員長 山田 武史  
電話 03-6450-1773

## 第2回研修会のご案内

拝啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、北海道大学の田村善之先生をお招きして、下記の内容についてご講演いただくことに致しました。参加希望者は、申込書に必要事項をご記入の上、7月19日(火)までにFAXまたはeメールにてお申し込み下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

なお本研修は、テレビ会議システムを利用して東海支部室にも中継して実施致します。

また、日本弁理士会の継続研修として実施し(単位認定申請中) 所定の申請をすると外部機関研修として単位が認められる予定です(予定単位数：2単位)。なお、遅刻・早退・中座をされると、単位認定の対象とはなりませんので、十分ご注意ください。

敬具

記

テーマ 『特許権侵害に対する損害賠償』

特許権の対象となる情報の利用行為は、所有権の対象となる有体物の利用行為と異なり、だれでもどこでもいつでも実施できるため、侵害にされやすい反面、これに対して物理的な防御策を講じることは困難である。このような性質を有する行為に対して、人工的に排他権を設定する以上、損害賠償額の算定についても侵害を抑止する工夫が必要である。このような観点から、1998年、1999年と相次いで特許法の改正がなされ、逸失利益の推定規定と理解すべき102条1項や、弁論の全趣旨と証拠調べの結果に基づき相当な損害額の算定を裁判所に許容する105条の3が設けられたほか、102条3項(旧2項)の金額に関する条文から「通常」の文言が削除され「特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額」と改められることになった。

改正と前後して、裁判所も、損害賠償額を適正なものにするために、限界利益説の採用、実施料相当額の高額化など、様々な工夫を試みていたところである。もっとも、裁判例といえども一枚岩ではなく、たとえば102条1項の推定の覆滅の場面で、ほとんど覆滅を認めない裁判例と、大胆に推定をくつがえす裁判例が対立しており、くわえて、推定覆滅部分について別途、3項の実施料相当額の賠償が認められるのかということに関しても争いがある。

本講演では、こうした改正法の解釈をめぐって、特に論点となっているところを中心に、最近の裁判例の動向を紹介することにしたい。

講 師 田村 善之 先生(北海道大学大学院法学研究科教授)  
日 時 平成23年7月25日(月) 午後6時30分～8時40分  
場 所 弁理士会館地下 B1-A・B会議室  
会 費 同友会会員1000円 非会員3000円(昨年度合格者1000円)

申込書は次ページ

## 研 修 会 申 込 書

研修委員長 山田 武史宛 FAX : 03 - 6450 - 1774

E-Mail: yamada@orange-pat.com

7月25日(月)の第2回研修会(東京会場)に参加を申込みます。

ご氏名

---

登録番号

---

連絡先TEL

---

E-Mail

---